

(別紙) カリキュラム及び講師基準

居宅介護職員初任者研修課程		時間数	講師の要件等			
科目 (講義と演習を一体的に実施)	ア		イ	ウ	エ	オ
1 職務の理解	6	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(1) 多様なサービスの理解 (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解						
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9	介護福祉士	社会福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
(1) 人権と尊厳を支える介護 (ア)人権と尊厳の保持 (イ)ICF (ウ)QOL (エ)ノーマライゼーション (カ)虐待防止・身体拘束禁止 (キ)個人の権利を守る制度の概要 (2) 自立に向けた支援 (ア)自立支援 (イ)介護予防						
3 介護の基本	6	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師 保健師	その他	
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (ア)介護環境の特徴的理解 (イ)介護の専門性 (ウ)介護に関わる職種 (2) 介護職の職業倫理 (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント (ア)介護環境の特徴的理解 (イ)介護の専門性 (ウ)介護に関わる職種 (4) 介護職の安全						
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	※(1・2)当該科目を担当する行政職員 ※(3)医師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語療法士	社会福祉士	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
(1)介護保険制度 (ア)介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (イ)仕組みの基礎的理解 (ウ)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 (2)障害者総合支援制度及びその他の制度 (ア)障害者福祉制度の理念 (イ)障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 (ウ)個人の権利を守る制度の概要 (3)医療との連携とリハビリテーション						
5 介護におけるコミュニケーション技術	6	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師 保健師 臨床心理士 精神保健福祉士	その他	
(1) 介護におけるコミュニケーション (ア)介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (イ)コミュニケーションの技法、道具を用いた非言語的コミュニケーション (ウ)利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (エ)利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 (2) 介護におけるチームのコミュニケーション (ア)記録における情報の共有化 (イ)報告 (ウ)コミュニケーションを促す環境						

(別紙) カリキュラム及び講師基準

居宅介護職員初任者研修課程		講師の要件等				
科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	ア	イ	ウ	エ	オ
6 障害の理解	6	介護福祉士	臨床心理士 精神保健福祉士	医師 看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
(1) 障害の基礎的理解 (ア) 障害の概念とICF (イ) 障害者福祉の基本理念 (2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識 (ア) 身体障害 (イ) 知的障害 (ウ) 精神障害 (エ) その他の心身の機能障害 (3) 家族の心理、かかり支援の理解						
7 認知症・行動障害の理解	6	医師 看護師 保健師	大分県認知症介護指導者	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
(1) 認知症を取り巻く状況 (2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (3) 認知症に伴うことからの変化と日常生活 (ア) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (イ) 認知症の利用者への対応 (4) 行動障害を取り巻く状況 (ア) 行動障害 (イ) 自閉症の障害特性・理解 (ウ) 行動障害が起きる背景の理解 (エ) 行動障害を起こさないようにするための支援 (5) 家族への支援						
8 老化の理解	3	医師	看護師 保健師	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
(1) 老化に伴うことからの変化と日常 (ア) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (イ) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 (2) 高齢者と健康 (ア) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (イ) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点						
9 ことごとからだのしくみと生活支援技術	75	介護福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
【基本知識の学習】 (1) 介護の基本的な考え方 (2) 介護に関することからのしくみの基礎的理解 (3) 介護に関することからのしくみの基礎的理解						
【生活支援技術の講義・演習】 (4) 生活と家事		介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
(5) 快適な居住環境整備と介護		作業療法士・福祉環境コーディネーター(2級以上)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

(別紙) カリキュラム及び講師基準

居宅介護職員初任者研修課程		時間数	講師の要件等			
科目 (講義と演習を一体的に実施)	ア		イ	ウ	エ	オ
(6) 整容に関連したところからのしきみと自立に向けた介護	作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
(7) 移動・移乗に関連したところからのしきみと自立に向けた介護	理学療法士 作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
(8) 食事に関連したところからのしきみと自立に向けた介護	管理栄養士 栄養士 (口腔ケアに関する部分) 歯科医師・歯科衛生士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
(9) 入浴・清潔保持に関連したところからのしきみと自立に向けた介護	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(10) 排泄に関連したところからのしきみと自立に向けた介護	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(11) 睡眠に関連したところからのしきみと自立に向けた介護	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(12) 死にゆく人に関連したところからのしきみと終末期介護	臨床心理士	看護師 保健師 介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
【生活支援技術演習】						
(13) 介護課程の基礎的理解	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(14) 総合生活支援技術演習						
10振り返り		4				
(1) 振り返り	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他			
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修						

(別紙) カリキュラム及び講師基準

居宅介護職員初任者研修課程		時間数	講師の要件等				
科目 (講義と演習を一体的に実施)			ア	イ	ウ	エ	オ
(施設実習)		18					
	(1)ホームヘルプサービス	4	主任ヘルパー	介護福祉士			
	(2)施設サービス	8	介護福祉士	看護師			
	(3)在宅サービス	6	介護福祉士	看護師			
11	人権問題に関する理解	2	大分県人権問題研修講師	当該科目を担当する行政職員	学識経験者 弁護士	人権啓発を行う団体	
12	修了評価 (責任者)	1	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
	【全科目修了時に筆記試験により実施】						

※講義と演習を一体的に実施すること。

※【施設実習】

①時間数18時間については、1～10の各研修科目の合計時間の内数として差し支えない。  
ただし、その際も各研修科目ごとに所定の時間数の1/2以上を確保すること。

②1～9の研修科目修了後（修了評価を除く）に実施すること。

※原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、社会通念上該の講師として教科を担当するために十分な能力を有していると判断した場合、講師として認めることにする。

※1人の講師が担当できる教科数は、考え方や内容の偏りを防ぐため、1研修あたり5項目以内とする。( )内の全38項目に適用。

※いずれも5年以上の業務経験を有すること(ただし行政職員、教員については適用しない)。

※主任ヘルパーは、サービス提供責任者研修を受講している者とする。

※各講師の担当は5教科までとする。

カリキュラム及び講師基準

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等								
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	その他	
(1) 講義	25										
ア 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義		介護福祉士	社会福祉士	主任居宅介護従業者	看護師等(注2)	教授等(注1)		ア、イ、ウ、エ、オ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イ、ウ、エについては、5年以上の在宅生活者に対する直接援助実務経験がある者とする。	
(ア) サービス提供の基本視点	3										
	3										
イ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義		当該科目を担当する行政関係者	教授等	ア、イ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者							
(ア) 障害者(児)福祉の制度とサービス	4										
(イ) 老人福祉の制度とサービス	2										
ウ 居宅介護に関する講義		居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。									
(ア) ホームヘルプサービス概論	3	当該科目を担当する行政関係者	介護福祉士	主任居宅介護従業者	教授等		ア、イ、ウ、エ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		イ、ウについては、5年以上の在宅生活者に対する直接援助実務経験がある者とする。		
エ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	3						ア、イ、ウ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		イについては、5年以上の在宅生活者に対する直接援助実務経験がある者とする。		
(ア) サービス利用者の理解	3	医師	看護師・保健師	教授等							
オ 基礎的な介護技術に関する講義	3										
(ア) 介護概論	3	介護福祉士	主任居宅介護従業者	在宅関係の看護師等(注2)	教授等		ア、イ、ウ、エ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イ、ウについては、5年以上の在宅生活者に対する直接援助実務経験がある者とする。		
カ 家事援助の方法に関する講義	4										
(ア) 家事援助の方法	4	介護福祉士	主任居宅介護従業者	栄養士	教授等		ア、イ、ウ、エ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イ、ウについては、5年以上の在宅生活者に対する直接援助実務経験がある者とする。		

カリキュラム及び講師基準

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等									
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	その他		
キ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5											
(ア) 医学の基礎知識	3	医師	教授等		ア、イ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者							
(イ) 心理面への援助方法	2	臨床心理士	教授等		ア、イ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者							
(2) 演習	17											
ア 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4											
(ア) 共感的理解と基本的態度の形成	4	臨床心理士	介護福祉士	教授等		ア、イ、ウ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者						イの介護士については、3年以上の介護実務経験がある者とする。
イ 基礎的な介護技術に関する演習	10											
(ア) 介護技術入門	10	介護福祉士	主任居宅介護従業者	看護師、保健師	教授等		ア、イ、ウ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者					
ウ 事例の検討等に関する演習	3											
(ア) ホームヘルプサービスの共通理解	3	介護福祉士	主任居宅介護従業者	看護師等	教授等		ア、イ、ウ、エ以外の者で、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者					ア、イ、ウについては、5年以上の在宅生活者に対する直接援助実務経験がある者とする。
(3) 実習	8											
ア 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	8											

(注1) 大学院、大学、短期大学、福祉系専門学校で当該科目を担当する教授、助教授、講師、教諭等

(注2) 看護師(准看護師を除く)、保健師

※各講師の担当は5教科までとする。

カリキュラム及び講師基準

重度訪問介護受業者基礎課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等								
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	その他	
(1) 講義	3										
ア 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。	当該科目を担当する行政関係者	重度訪問介護従業者	社会福祉士	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者					イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 基礎的な介護技術に係る技術に関する講義	1		重度訪問介護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者						ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
(2) 実習	7										
ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5		重度訪問介護従業者	介護福祉士	医師	理学療法士	作業療法士	言語療法士	ア、イ、ウ、エ、オ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 外出時の介護技術に関する実習	2		重度訪問介護従業者	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	保健師		ア、イ、ウ、エ、オ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。

カリキュラム及び講師基準

重度訪問介護従業者養成研修追加課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等					
			ア	イ	ウ	エ	オ	その他
(1) 講義	7							
ア 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4		医師	保健師	看護師	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		
イ コミュニケーションの技術に関する講義	2		医師	言語療法士	介護職員	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ウについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1		重度訪問介護従業者	保健士	救急救命士	介護職員	ア、イ、ウ、エ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	ア、エについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
(2) 実習	3							
ア 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を一か所以上含むこと	重度訪問介護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。



カリキュラム及び講師基準

重度訪問介護養成研修統合課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等					
			ア	イ	ウ	エ	オ	その他
(1) 講義	11							
ア 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。	当該科目を担当する行政関係者	重度訪問介護従業者	社会福祉士	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 基礎的な介護技術に係る技術に関する講義	1		重度訪問介護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ コミュニケーションの技術に関する講義	2		医師	言語療法士	介護職員	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ウについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
エ 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	3		医師	保健師	看護師	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イ、ウ、エについては介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了していること

オ 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	3		医師	保健師	看護師	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イ、ウ、エについては介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了していること
(2)演習	1							
ア 喀痰吸引等に関する演習	1		医師	保健師	看護師	ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イ、ウ、エについては介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了していること
(3)実習	8.5							
ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3		重度訪問介護従業者	介護福祉士	医師	理学療法士	作業療法士	ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 外出時の介護技術に関する	2		重度訪問介護従業者	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	保健師	ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を一切以上含むこと	重度訪問介護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
計	21							

カリキュラム及び講師基準

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等					
			ア	イ	ウ	エ	オ	その他
(1) 講義	6.5							
ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む	当該科目を担当する行政関係者	医師・社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士	行動援護従業者	保健師・看護師	ア、イ、ウエ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	ウについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5		当該科目を担当する行政関係者	医師・社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士	行動援護従業者	保健師・看護師	ア、イ、ウ、エ、オ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	ウについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
(2) 演習	5.5							
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1		臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3		臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5		臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。

カリキュラム及び講師基準

同行援護従業者養成研修一般課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等							
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	その他	
(1) 講義	12									
ア 視覚障害者(児)福祉サービス	1	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含まれる	当該科目を担当する行政関係者	社会福祉士	教授等(注)		ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			
イ 同行援護の制度と従業者の業務	2		当該科目を担当する行政関係者	同行援護従業者	教授等(注)		ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 障害・疾病の理解①	2		医師	看護師・保健師	教授等(注)		ア、イ、ウ、以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			
エ 障害者(児)の心理①	1		心理判定員	臨床心理士	看護師		保健師	教授等(注)		ア、イ、ウ、エ、オ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者
オ 情報支援と情報提供	2		同行援護従業者	介護福祉士		ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				
カ 代筆・代読の基礎知識	2		同行援護従業者	介護福祉士		ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
キ 同行援護の基礎知識	2		同行援護従業者	介護福祉士		ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
(2) 演習	8									
イ 基本技能	4		同行援護従業者	介護福祉士		ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 応用技能	4		同行援護従業者	介護福祉士		ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。

(注)大学院、大学、短期大学、福祉 教授、准教授講師、教諭等

カリキュラム及び講師基準

同行援護従業者養成研修応用課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等					
			ア	イ	ウ	エ	その他	
(1) 講義	2							
ア 障害・疾病の理解②	1		医師	看護師・保健師	教授等(注)		ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	
イ 障害者(児)の心理②	1		心理判定員	臨床心理士	教授等(注)		ア、イ、ウ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	
(2) 実習	10							
ア 場面別基本技能	3		同行援護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			アについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 場面別応用技能	3		同行援護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			アについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 交通機関の利用	4		同行援護従業者	介護福祉士	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			アについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。

(注)大学院、大学、短期大学、福祉系専攻教授、准教授講師、教諭等

カリキュラム及び講師基準

行動援護従業者養成研修課程

科 目	時間数	備考	講師の要件等					
			ア	イ	ウ	エ	オ	その他
(1) 講義	10							
ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む	当該科目を担当する行政関係者	医師・社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士	行動援護従業者	保健師・看護師	ア、イ、ウエ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	ウについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識に関する講義	5		当該科目を担当する行政関係者	医師・社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士	行動援護従業者	保健師・看護師	ア、イ、ウ、エ、オ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	ウについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3		臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	保健師・看護師・支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
エ 強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5		臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	保健師・看護師・支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
(2) 演習	14							
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1		臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者			ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。

イ	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	臨床心理士・精神保健福祉士行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
ウ	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	臨床心理士・精神保健福祉士行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
エ	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	臨床心理士・精神保健福祉士行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
オ	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
カ	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。
キ	危機対応と虐待防止に関する演習	1	臨床心理士・精神保健福祉士・行動援護従業者	支援職員・介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障害者に対する直接援助実務経験がある者とする。

カリキュラム及び講師基準

強度行動障害支援者養成研修

	科目	時間	内容	講師の要件等						
				ア	イ	ウ	エ	オ	その他	
基礎 研修	<b>I 講義</b>	<b>6.5</b>								
	1強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解 支援の基本的考え方 強度行動障害の状態 行動障害が起きる理由 障害特性の理解	当該科目を担当する行政関係者	医師 社会福祉士 臨床心理士 精神保健福祉士	行動援護従業者	保健師 看護師	ア、イ、ウ、エ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認	ウについては、5年以上の在宅障がい者に対する直接援助実務経験がある者とする。	
	2強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止 家族の気持ち／実践報告	同上	同上	同上	同上	ア、イ、ウ、エ、オ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者	同上
			③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援						
			④チームプレイの基本	チームプレイの必要性						
			⑤実践報告	児童期及び成人期における支援の実際						
	<b>II 演習</b>	<b>5.5</b>								
	1基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点	臨床心理士 精神保健福祉士 行動援護従業者	保健師 看護師 支援職員 介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者		ア、イについては、5年以上の在宅障がい者に対する直接援助実務経験がある者とする。	
	2行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順に基づく支援の体験						
			③強度行動障害の理解	困っていることの体験						
3行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応							



カリキュラム及び講師基準

強度行動障害支援者養成研修

	科目	時間	内容		講師の要件等						
					ア	イ	ウ	エ	オ	その他	
実践研修	<b>Ⅲ講義</b>	<b>3.5</b>									
	1強度行動障害がある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識	臨床心理士 精神保健福祉士 行動援護従業者	保健師 看護師 支援職員 介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				ア、イについては、5年以上の在宅障がい者に対する直接援助実務経験がある者とする。
			②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性							
		0.5	③実践報告	チームによる支援の実際							
	2強度行動障害と生活の組み立て										
	<b>Ⅳ演習</b>	<b>8.5</b>									
	1障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法 障害特性に基づくアセスメント	臨床心理士 精神保健福祉士 行動援護従業者	保健師 看護師 支援職員 介護職員	ア、イ以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者				ア、イについては、5年以上の在宅障がい者に対する直接援助実務経験がある者とする。
	2環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成							
	3記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法 記録の分析と支援手順書の修正							
	4危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関(医療機関等)との連携の方法							